

## 京都市少年合唱団 OB 会 規約

- (名称) 第1条 この会は、京都市少年合唱団OB会（以下「本会」という）と称する。
- (構成) 第2条 本会は、京都市少年合唱団（以下「合唱団」という）修了生等で組織する。
- (目的) 第3条 本会は、合唱団の音楽活動を支援するとともに、合唱団修了生等の相互親睦を図ることを目的とする。
- (事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。  
(1) 合唱団の音楽活動に対する支援  
(2) 合唱団修了生等の相互親睦を図るための同窓会・茶話会・交流コンサート等の開催  
(3) OB会に所属する合唱団の統括  
(4) 本会のホームページ・SNS等の運営・管理  
(5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- (事務局) 第5条 本会は、事務局を会長宅に置く。
- (会員) 第6条 本会の会員資格は、次のとおりとする。 合唱団修了生、合唱団在団経験者、合唱団指導者等
- (入会) 第7条 本会は、会費を納入することによって入会となる。
- (期間) 第8条 本会の会員の期間は、毎年3月1日から翌年の2月末日までとする。ただし、年度途中での入会を妨げない。
- (会費) 第9条 本会の会費は、次のとおりとする。 年額 1,500円  
2 会費は、入会時を除き、毎年5月末日までに本年度分を納入するものとする。
- (退会) 第10条 会員は、次の各号の一に該当するときは、各号に掲げる日をもって退会したものとする。  
(1) 退会届を事務局に提出したときは、届けに記載した日  
(2) 第9条第2項に掲げる期日までに会費の納入がないとき。
- (役員) 第11条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。  
(1) 会長 1名  
(2) 副会長 2名  
(3) 会計 2名～3名  
(4) ホームページ・SNS等情報発信・管理担当 若干名  
(5) 運営委員 若干名  
(6) 相談役 若干名
- (選任) 第12条 会長は、会員の中から選任し、総会で承認する。  
2 副会長以下役員は、会長が選任・解任の権限を有する。  
3 任期途中であっても、役員3/4の承認があれば会長を解任する事が出来る。
- (職務) 第13条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。  
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行う。  
3 会計は、本会の会計を管理する。  
4 ホームページ・SNS等情報発信・管理担当は、本会のホームページ・SNS等を管理する。  
5 運営委員は、本会の会務を執行する。  
6 相談役は、本会の役員会を補佐する。
- (任期) 第14条 役員は、1年とする。ただし、再任を妨げない。  
2 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。  
3 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う事とする。
- (監査) 第15条 本会に、監査を置く。  
2 監査は、本会の会計を監査する。  
3 監査は役員会の同意を得て、会長が委嘱する。
- (役員会) 第16条 本会に、役員会を置く。  
2 役員会は、全役員で構成する。  
3 役員会は、会長の招集により年数回開催し、第4条に掲げる事業を運営・推進するための協議を行い、運営上の必要事項について決定する。
- (総会) 第17条 総会は、年1回開催し、事業報告、会計報告その他を行う。また、会長が必要と認めるときこれを召集し、本会運営の基本事項について決定する。
- (経費) 第18条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。
- (会計年度) 第19条 本会の会計年度は、毎年3月1日にはじまり、翌年2月末日に終わるものとする。
- (予算) 第20条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎年度役員会がこれを作成し、総会の承認を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合には、会長の承認を得て執行することができる。
- (決算) 第21条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に役員会が作成し、決算報告及び事業報告並びに監査の意見をつけて、総会の承認を受けなければならない。  
2 剰余金があるときは、翌年度に繰り越すものとする。
- (附則) この会則は、平成21年12月13日から施行する。  
2 平成31年3月24日 規約の一部（第6条）を改定し、即日施行する。  
3 令和5年3月26日 規約の一部（第11条(4)）を改定し、即日施行する。  
4 令和8年3月20日 規約の一部（第4条(3)、第5条）を改定し、即日施行する。